



令和元年  
9月8日執行  
久慈選挙区

# 岩手県議会議員選挙公報

岩手県選挙  
管理委員会  
TEL 019-629-5238

## 投票日は、9月8日(日)です。

投票時間は、市町村によって異なりますので、入場券・市町村広報などで確認されるか、市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

- 知事選挙は、白色の投票用紙です。

期日前投票又は不在者投票の場合は、候補者一人の氏名をはっきり書きましょう。  
当日(9月8日)投票の場合は、候補者一人の氏名の上の欄に、○をはっきり書きましょう。)

- 県議会議員選挙は、うすい黄色の投票用紙です。

(候補者一人の氏名をはっきり書きましょう。)

### ～9月8日(日)に予定のある方へ～

#### 期日前投票制度を活用しましょう！

- 次のような方は、期日前投票ができます。
  - 投票日に、お仕事や冠婚葬祭などの予定のある方
  - レジャーやお買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない方
- 期日前投票は、投票日の前日の9月7日(土)までできます。
- 期日前投票は、名簿登録地の市町村の期日前投票所で行うことができます。
 

(各市町村の期日前投票所の一覧を、岩手県知事選挙の選挙公報にも掲載しています。各期日前投票所の開設時間等の詳細については、市町村の選挙管理委員会にお確かめください。)
- 期日前投票所へ行き、宣誓書に記入すれば投票できます。ハンコは必要ありません。

### ～最近、県内で引越しをされた方へ～

最近、岩手県内の市町村間で引越し等により住所を異動した方については、投票の方法が通常と異なることがありますので、ご注意ください。

- 該当する方  
令和元年6月2日以降に岩手県内の市町村間で住所を異動された方  
ただし、転出先(今の住所地)が山田町の場合は6月3日以降に住所を異動された方が対象となります。
- 投票方法(次の3つのいずれかの方法となります。)

方法	投票できる日	投票場所
① 前の住所地(直近で3ヶ月以上住んでいた市町村)で投票	投票日当日	前の住所地の投票所
② 前の住所地で期日前投票	投票日の前日まで	前の住所地の期日前投票所
③ 今の住所地で不在者投票	投票日の前日まで	今の住所地の不在者投票記載場所

※不在者投票をする場合、前の住所地の市町村の選挙管理委員会に、あらかじめ投票用紙等を請求する必要があります。

- 投票の際には、各市町村の役場等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)の交付を受けるか、投票所又は不在者投票の投票用紙の請求の際に、引き続き県内に住所を有することの確認を求める必要があります。
- 詳しくは、各市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。